

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)が発出されています

- ①小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の施設基準を届け出ている保険医療機関で、6歳未満の乳幼児又は未就学児に対して、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合、初診料の注2に規定する214点を算定する。
- ②保険医療機関において検査等を実施し、後日、電話や情報通信機器を用いて、検査結果等の説明に加えて、療養上必要な指導や、今後の診療方針の説明等を行った場合、電話等再診料を算定できる。
- ③新型コロナウイルスの感染症患者(疑い患者含む)に対して、往診等を実施する場合にも、必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診療を行った場合には、院内トリアージ実施料を算定できる。
- ④新型コロナウイルスへの感染を懸念した患者等からの要望等により、電話等を用いた診療を実施した場合の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の算定について。
- ⑤新型コロナウイルスに関連して、外出を自粛している者への訪問看護について。
- ⑥新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)の利用者に対する訪問看護について。
- ⑦新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できず、代わりに電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について。
- ⑧定期的な訪問薬剤管理指導を予定していたが、訪問の代わりに電話等により必要な薬学的管理指導を実施した場合の薬剤服用歴管理指導料の算定について。
- ⑨居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者について、必要な薬学的管理指導を電話等により行った場合の薬剤服用歴管理指導料の算定について。
- ⑩新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査が必要と判断した患者について、保健所(帰国者・接触者相談センターを含む)に、PCR検査を実施する上で必要な情報を文書により提供する場合、保健所を、診療情報提供料(Ⅰ)注2の市町村に準ずるものと解して当該点数を算定して差し支えない。
- ⑪上記⑩の文書による情報提供は、「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」(令和2年4月15日付厚生労働省事務連絡)別紙2の「診療情報提供書」を用いた場合でも、診療情報提供料(Ⅰ)が算定できる。
- ⑫新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により休棟していた病棟を改めて使用し患者を受け入れる場合、看護職員夜間配置加算、病棟薬剤業務実施加算等についての配置要件を満たす必要がある。
- ⑬新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために休棟となる場合には、看護職員夜間配置加算、病棟薬剤業務実施加算等については当該病棟において配置要件を満たす必要はない。なお、病棟薬剤業務実施加算における病棟薬剤業務の実施時間の要件についても同様。
- ⑭新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために月の途中から病床数又は病棟数を変更した場合の月平均夜勤時間数の取扱いについて。
- ⑮新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、病棟での滞在時間を制限している場合等により、病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間についての施設基準を満たさなくなってきた場合については、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。
- ⑯脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合

周産期特定集中治療室管理料又は新生児治療回復室入院医療管理料を算定する病棟における重症の新型コロナウイルス感染症患者についても、4月18日付事務連絡の「特定集中治療室管理料等」と同様の取扱いで特別の点数となる。

- ⑰上記⑯の管理料等の算定は、新型コロナウイルス感染症患者のうち、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者については21日まで、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者については35日までの算定となる。
- ⑱4月18日事務連絡で、新型コロナウイルス感染症患者のうち、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者については21日まで、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者については35日まで、それぞれ特定集中治療室管理料等を算定できるとされたが、この場合において、15日目以降は「8日以上14日以内の期間」の点数を算定する。
- ⑲4月18日事務連絡で、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できるとされたが、この場合において、重症度、医療・看護必要度やSOFASコアの測定は不要。
- ⑳4月18日事務連絡で、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できるとされたが、この場合において、それぞれの入院料の注に規定される加算で施設基準に係る届出が必要なものは、簡易な報告で差し支えない。入院基本料等加算については、従前と同様、施設基準に係る届出と算定要件を満たすことが求められる。
- ㉑4月18日事務連絡で、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために、簡易な報告でハイケアユニット入院医療管理料を算定する場合、施設基準における病床数の上限は超えてよい。
- ㉒4月18日事務連絡で、新型コロナウイルス感染症患者に対する、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る評価として、看護配置に応じて、二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できるとされたが、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料を算定する病棟の新型コロナウイルス感染症患者は、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)を、小児特定集中治療室管理料の場合は、100分の400に相当する点数(1,000点)を算定する。
- ㉓新生児治療回復室入院医療管理料又は小児入院医療管理料を算定する病棟において、二類感染症患者入院診療加算を算定できる。
- ㉔新型コロナウイルス感染症患者であって宿泊療養又は自宅療養を行っている者に対し、保険医療機関の医師等が宿泊施設等に往診等を行い、宿泊療養又は自宅療養の解除が可能かどうかの判断を目的として新型コロナウイルス核酸検出を実施した場合、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合と同様に、新型コロナウイルス核酸検出に係る点数を算定できる。

高知保険医協会ホームページ(研修会のお知らせページ)に以下の情報を載せています

- 保団連がまとめた「新型コロナウイルス感染症による医院経営への影響で困った時は」資料
- 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その1からその15）
- 3月以降の高知協会 FAX ニュース
- 2020年度診療報酬改定の訂正通知2本、疑義解釈（その1～その6）

保団連ホームページもご覧ください。